

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和5年1月16日
 要望団体名: 岩手県鉄構工業協同組合

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 入札制度について (1) 総合評価における評価項目の見直しについて ① 入札参加資格の営業所の所在地について	条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しています。 各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の運用については、発注業種により地域要件に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。	C		
1 入札制度について (1) 総合評価における評価項目の見直しについて ② 入札参加資格の配置予定技術者の適切な配置について	入札参加資格の施工実績要件や配置予定技術者施工経験は、工事品質確保等の観点から求めています。技術的難度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工実績要件等を付さないなどの要件緩和を実施しています。 また、総合評価落札方式においては、複数の配置予定技術者の申請が可能となっているほか、専任補助者の配置が可能となっています。(B) 余裕期間については、令和3年度から全県で180日を超えない範囲で設定できることとしています。(A)	A : 1 B : 1		
1 入札制度について (1) 総合評価における評価項目の見直しについて ③ 総合評価点算定基準における企業と配置予定技術者の施工経験について	企業や配置予定技術者の施工経験については、近年における技術力を評価するための項目として導入しているものです。 なお、製作架設工事の実績の有無のみを評価することについては、国や他県の動向を注視していきます。	C		
1 入札制度について (1) 総合評価における評価項目の見直しについて ④ 県内企業の積極的活用推進について	本県では、県内企業への下請等発注及び県産資材の活用について県営建設工事請負契約書付記条項を定め、受注者へ要請しています。 総合評価の項目とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1 入札制度について (1) 総合評価における評価項目の見直しについて ⑤ 特定建設工事共同企業体対象工事の発注額について	特定共同企業体へ発注する工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を対象としていますが、特に技術的難度の高い特殊な工事については、対象金額を引き下げて運用しています。 なお、技術的難度にかかわらず対象金額を引き下げることが難しいと考えます。	C		
1 入札制度について (1) 総合評価における評価項目の見直しについて ⑥ 鋼橋上部工工事と鋼橋補修工事の取り扱いについて	橋梁補修・補強工事については、主たる工種に応じて発注しているところですが、自社工場の保有を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。	C		
1 入札制度について (2) 機械設備保守点検整備の一括発注について	県が管理する水門・陸閘等に関する機械設備及び電気設備の保守点検については、各施設管理者において保守点検業務を発注しており、自動閉鎖施設を管理する公所単位で一括発注しているところです。 現在は単年度発注による業務委託となっておりますが、保守点検業務については、年間を通しての緊急時対応の必要性についても認識しているところです。 地域ごとの一括発注、複数年発注については、施設を管理する上でのメリット・デメリットを勘案しながら検討していきます。	B : 2		
2 その他 (1) 国土強靱化の積極的推進について	インフラの老朽化対策等の取組を着実に進めていくためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要であることから、県では、令和4年11月に実施した令和5年度政府予算等に関する提言・要望において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算を当初予算も活用しながら別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算を別枠で確保するよう要望しているところです。 今後も、様々な機会を捉えて、国に働きかけるなど、公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めていきます。(B : 2) 工事発注にあたっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、適正な工期を設定しており、引き続き、債務負担行為や繰越制度も活用しながら、十分な期間を確保するよう努めていきます。(A)	A : 1 B : 2		
2 その他 (2) 適正な工期設定について	工事発注にあたっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、適正な工期を設定しており、引き続き、債務負担行為や繰越制度も活用しながら、十分な期間を確保するよう努めていきます。	A		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類